

学校図書館運営体制の改善状況について

1 主 旨

第2次世田谷区立図書館ビジョン及び改正学校図書館法の主旨などを踏まえ、学校図書館活用を一層充実させ、児童・生徒の確かな学力向上の一助とするために、平成27年9月より、臨時職員の配置から事業委託による学校図書館司書の配置へと段階的な移行を進め、学校図書館運営体制の改善に取り組んできたが、今年度で全校配置が完了したことから報告する。

2 運営体制改善校の指定状況（当該年度に新たに指定した学校）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	指定8校	指定14校	指定14校	指定14校	指定11校 代沢小、上北沢小、深沢小、 奥沢小、尾山台小、九品仏小、 烏山北小、芦花小、山野小、 武蔵丘小、下北沢小
中学校	指定4校	指定6校	指定6校	指定4校	指定9校 桜丘中、松沢中、八幡中、深 沢中、用賀中、東深沢中、砧 中、芦花中、砧南中
計	12校	20校	20校	18校	20校（累計90校）

3 事業委託による学校図書館の運営体制

	業務従事日、時間等	業務内容
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 月～土曜日（月～金：7時間、土：4時間）※祝祭日、春・冬季休業期間を除く 年間253～260日（平成29年度） 夏季休業期間：各学校の状況に応じて、5～20日の間で開館（土曜以外） 	①従来の業務内容 ア 学校図書館事務の補助 イ 学校図書館の環境・整備 ウ 本の貸出し・返却、台帳や資料等の整備 エ 書架の点検整理 オ 本の簡易な補修 カ その他 ②学校図書館を活用した教育活動の充実 キ 学校図書館を活用した授業（調べ学習等）への支援 ク 教員が授業で使用する資料の提供 ③児童・生徒がいつでも本に出会える環境の確保 ケ 休み時間、放課後の利用の拡充 コ 読み聞かせの実施 ④学校図書館を活用した児童・生徒等への支援 サ 新BOPにおける放課後や土曜日等の活用（小学校） シ 放課後や土曜日等における学習支援（中学校） ス 未就学児（近隣の幼稚園・保育園の幼児等）やその保護者を対象とした学校図書館の開放等
中学校	<ul style="list-style-type: none"> 月～金曜日、授業日の土曜日（月～金：7時間、土：4時間）※祝祭日、春・冬季休業期間を除く 年間225～232日（平成29年度） 夏季休業期間：各学校の状況に応じて、5～20日の間で開館（土曜以外） 	

4 今年度の取組

- 学校図書館運営体制改善校連絡会の開催
委託業者を交え、各校の取組状況の紹介や意見交換等を通して、課題や改善策等を共有
- 学校図書館と地域図書館の連携の更なる推進
地域図書館の情報を学校図書館において発信するなどして、地域図書館の利活用を促進
- 学校図書館司書の配置の効果検証
学校の授業の充実や児童・生徒の学力の向上等に関する検証を実施

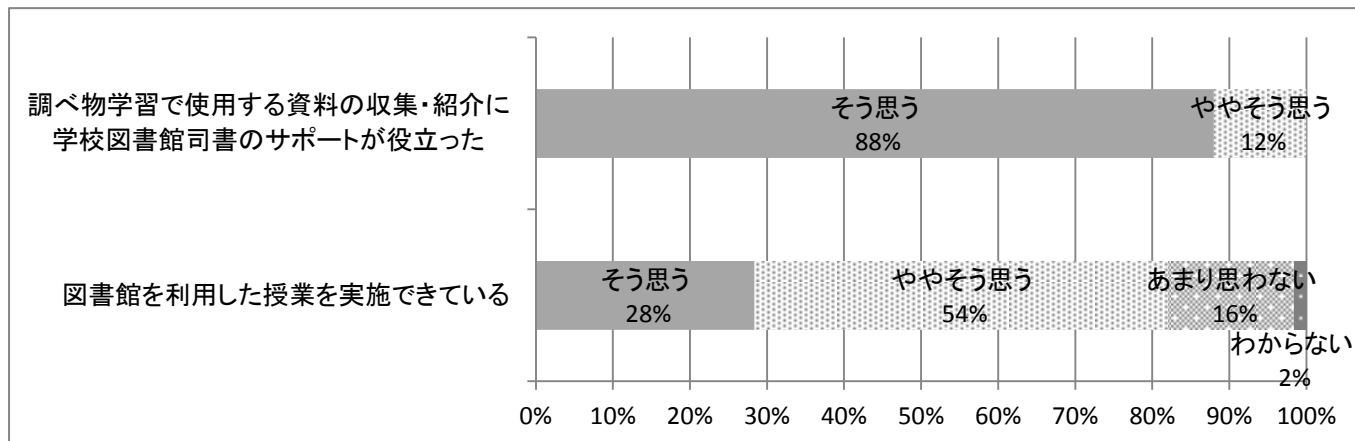
5 今後のスケジュール（予定）

令和元年12月 学校図書館司書委託事業者プロポーザル

令和2年 1月 次年度委託事業者決定

【参考】

運営体制改善校の意識（平成30年11月実施 学校へのアンケート結果の抜粋）



- ・ 掲示等により、図書室が明るくなり、子どもが安心して、利用しやすい場となっている。
- ・ 自由研究のワークショップの実施など、子どもの調べ学習の支援が充実している。
- ・ 授業で活用できる図書が計画的に準備され、学習に厚みが出ている。